

特記仕様書

1 適用

本仕様書は、三重県立総合医療センター手術室3及び手術室8・9前室ホール系統空調更新工事に適用する。

なお、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年度版による。

2 履行場所

四日市市大字日永5450番地132 三重県立総合医療センター

3 履行期間

契約の日から令和7年6月30日迄

4 工事内容

本工事は、三重県立総合医療センター手術室3及び手術室8・9前室ホール系統空調更新工事を行うものである。

5 更新概要

- (1) 手術室3系統の空調室内機（ファンフィルターユニット及びHEPAユニット）の更新
- (2) 上記に伴う既設機器の撤去及び配管設備、自動制御関連機器の更新
- (3) 上記に伴うダクト及び電気配線の再接続
- (4) 手術室3系統の外調機整備
- (5) 手術室8・9前室ホール系統の空調室内機（クリーンファンパッケージ）の更新
- (6) 手術室8・9前室ホール系統の空調室外機（ビル用マルチエアコン）の更新
- (7) 上記に伴う既設機器の撤去
- (8) 上記に伴う配管設備、ダクト及び電気配線の再接続
- (9) 手術室3及び手術室8・9前室ホール系統の清浄度測定及び試運転調整などの機能試験

6 既設更新対象機器

(1) 空調室内機

系統：手術室3系統（CFU-6）

数量：1式

型式：MDF-2TC 特×5（#600DC21）+ MDF-2L 特×1

(2) 空調室内機

系統：手術室8・9前室ホール系統（ACP-14A）

数量：2台

冷房能力：2.8kw

暖房能力：3.2kw

(3) 空調室内機

系統：手術室8・9前室ホール系統（ACP-14B）

数量：2台

冷房能力：4.5kw

暖房能力：5.0kw

(4) 空調室外機

系統：手術室 8・9 前室ホール系統 (ACP-14)

数量：1 台

冷房能力：14.0kw

暖房能力：16.0kw

7 既設整備対象機器

(1) 外調機

系統：手術室 3 系統 (AC-19)

数量：1 式 (本院 3 階空調機械室に設置)

仕様：送風機 3 相 200V 0.75kw

8 安全対策関係

受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施することとする。

9 仮設・養生

工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、工事及び材料搬出入時の安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものとする。

10 施工日

基本的に昼間での作業であるが、場合によっては夜間も病院関係者及び監督員に了承を得て進めることとする。

11 施工方法

- (1) 手術室 3 系統の現地施工を行うにあたっては、仮囲いを設置して作業を行い、騒音振動などに配慮し、工事工程を計画すること。
- (2) 手術室 8・9 前室ホール系統の現地施工を行うにあたっては、長期休暇中で計画するため、緊急手術に対応できるように、準備しておくこと。
- (3) 病院内での工事内容周知のために、必要となる資料作成について、協力すること。
- (4) 工事工程や搬入計画などを含めた作業要領書を作成し提出すること。

12 施工条件

- (1) 作業開始、終了時は発注者の職員に連絡するものとする。
- (2) 当工事は病院運営しながらの施工となるため、入院患者の皆様、来院者及び医療スタッフの支障のないようにし、病院関係者及び監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。
工事に伴う作業員の出入り、資材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵芥発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。
- (3) 現地工事は令和 7 年 5 月 25 日までに完了させること。

13 環境への配慮

工事使用する材料は、環境に配慮したものを使用することとする。

14 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 安全について十分な注意を払い、第三者災害防止に努めるものとする。
- (3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険箇所における作業上の注意事項を指示するものとする。

15 悪天候時の対応

天候により施工が困難な場合は、一時休工とし、天候回復後、現場の安全を確認または確保した上で再開するものとする。

16 提出書類

- ・ 作業要領書 2部
- ・ 作業完了報告書 2部
- ・ 完成図書 2部
- ・ 工事写真 1部
- ・ その他必要なもの

17 官庁等への届出

工事の内容が官庁等への届出が必要となる場合は、監督員と協議を行うものとする。

18 資材購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り県内業者を優先させること。

19 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。